

○社会福祉法に基づく変更届

根拠法令：社会福祉法第63条第1項

対象事業：第一種社会福祉事業(軽費老人ホーム)

届出時期：変更の日から1月以内に届出が必要

届出項目		届出様式	添付書類	事前協議要否
1	施設の名称及び種類	社会福祉事業変更届	・運営規定	要
2	設置者の氏名または名称、住所、経歴及び資産状況		・経歴書	-
3	条例、定款その他の基本約款		・定款その他の基本約款の写し ・登記事項証明書等	-
4	建物その他の設備の規模及び構造		・平面図	要
5	事業開始の予定年月日		-	要
6	施設の管理者及びその実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴		・経歴書	要
7	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法		・運営規定	要

※ (適用除外)社会福祉法第74条

社会福祉法第63条の規定は、他の法律によって、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁の届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

※ 社会福祉法人が上記1、2、3の変更について届出する場合には、複数施設分を一括で届出することで足りるものとする。

また、複数施設分を一括して届出する場合には、「施設名称」欄に複数施設名を記載すること。(別紙により一覧で記載することも可。)